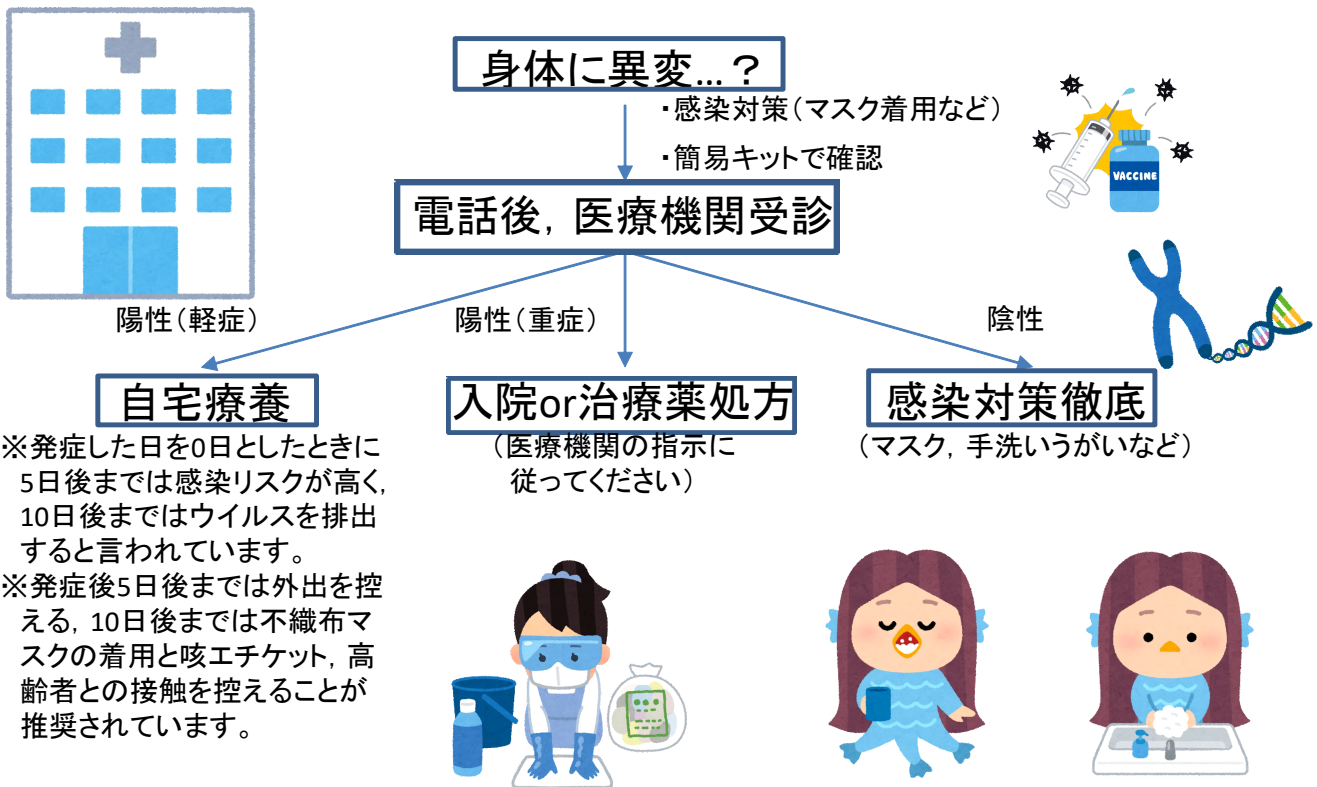


5月8日以降にコロナに感染したら...?



新型コロナウイルス感染症に感染していた場合はすぐに勤務先や学校、施設などに伝えましょう。その後の対応はそれぞれの指示に従ってください。

小・中学校の場合「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を出席停止期間として定めています。また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してのマスク着用が推奨されています。（学校保健安全法施行規則 第19条第2号）



体制	対応
健康観察	なし(体調急変時の相談は継続)
物資の支給	なし
外出自粛要請	なし(発症後10日までは重症化リスクの高い方との接触や人混み回避推奨)
受診費	自己負担(他疾患と同様) ※10月からの対応は検討中
コロナ治療薬	本人負担なし ※10月からの対応は検討中
ワクチン無料接種	令和6年3月末まで(対象者ごとに接種期間は異なる)
宿泊療養施設	65歳以上の方と妊婦においては食事自己負担を前提に9月末まで継続
無料検査	なし(医療機関においては自己負担で可能)
イベント開催制限	なし
全国旅行支援	6月末まで(ワクチン接種やPCRの証明書など不要)
感染状況発表	定点医療機関からの報告を基に推計値を公表(毎週金曜日・厚生労働省)

↑ 令和5年5月8日以降の本県における新型コロナウイルス感染症への対応

その他詳しいことは厚生労働省ホームページ、鹿児島県ホームページに掲載されておりますのでご覧ください。